

定 款

阿 波 製 紙 株 式 会 社

阿波製紙株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、阿波製紙株式会社と称する。英字では、AWA PAPER & TECHNOLOGICAL COMPANY, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 和・洋紙および特殊紙の製造、加工ならびに販売
2. 不織布の製造、加工ならびに販売
3. 各種フィルターの製造、組立ならびに販売
4. 浄水の製造ならびに販売
5. 水処理に関する膜・部品・装置の製造ならびに販売
6. 機能材および水処理に関連する試作ならびにコンサルティング事業
7. 不動産の賃貸、管理、保有ならびに運用
8. 太陽光などの自然エネルギー等に係る発電・売電業務、ならびに発電設備、充電設備およびそれらの附属設備の販売、保守・コンサルティング業務
9. 農林水産品の生産および加工ならびに販売に関する事業
10. 食品の製造および販売ならびに飲食店の経営
11. 介護福祉サービス全般業務
12. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を徳島市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,880万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、それらに関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長および取締役副社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および招集通知)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長が議長となる。

- 2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失

がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役

役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されていないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

定款変更履歴(平成18年以降)

平成18年 6 月30日 会社法改正に伴う全面改正

平成20年 6 月30日 一部変更
(取締役の員数枠の変更)

平成23年 9 月 1 日 一部変更
(株券廃止会社に移行、取締役および監査役の
責任免除に関する規定の削除)

平成23年10月17日 一部変更
(単元株式数の変更、公告方法の変更)

平成25年 6 月26日 一部変更
(公告方法の変更)

平成26年 6 月26日 一部変更
(補欠監査役選任決議の効力および任期に関する
規定を新設)

平成27年 6 月25日 一部変更
(取締役会決議による自己の株式の取得を新設)

平成29年10月 1 日 一部変更
(商号の英字表記の変更)

令和 4 年 6 月24日 一部変更
(株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更)

令和 7 年 6 月26日 一部変更
(監査等委員会設置会社移行等に伴う変更)